



須賀川市告示第1号

本市の区域内の字の区域を次のとおり画定する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、平成19年4月1日から生ずる。

平成19年1月10日

須賀川市長 相楽新平



新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
	池ノ下町		池下	25の4、26の3、32の4、34の2、 35の2、35の3、35の5、36の2
		西川	池ノ上	53の1、53の7から53の9まで
		西川	池ノ下	1の1から1の3まで、2の3から2 の5まで、2の8、2の9、3の1、3 の2、4の1から4の4まで、5、6の 1、6の2、8の1、8の2、9の1、9 の2、10、11の1から11の11まで、 13の1から13の5まで、14、15の1、 15の2、16の1から16の3まで、17、 17の2、18の1から18の5まで、19 の1から19の5まで、20、21の1か ら21の13まで、23の1、23の2、 24の1から24の8まで、26の1か ら26の11まで、27の2、28の1か ら28の5まで、29の2、29の3、30 の1、30の2、31の1から31の8ま

				<p>で、84の1、84の2、85の1、85の4、85の5、85の7、85の8、86の1から86の4まで、86の9から86の13まで、86の16から86の29まで、86の31から86の43まで、86の45から86の58まで、88の2、90の1から90の3まで、92の1、92の2、92の5から92の16まで、95の1、95の3、95の5から95の13まで、96の2から96の5まで、96の7、101の1から101の10まで、102の3、102の4、102の6、110の5、110の7、110の8</p>
--	--	--	--	---